

令和 5 年 3 月

北九州市議会定例会議案

付 議 議 案

議案番号	件 名	ページ
議案第 1号	令和5年度北九州市一般会計暫定予算について	別冊
議案第 2号	令和5年度北九州市国民健康保険特別会計暫定予算について	
議案第 3号	令和5年度北九州市食肉センター特別会計暫定予算について	
議案第 4号	令和5年度北九州市卸売市場特別会計暫定予算について	
議案第 5号	令和5年度北九州市渡船特別会計暫定予算について	
議案第 6号	令和5年度北九州市土地区画整理特別会計暫定予算について	
議案第 7号	令和5年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計暫定予算について	
議案第 8号	令和5年度北九州市港湾整備特別会計暫定予算について	
議案第 9号	令和5年度北九州市公債償還特別会計暫定予算について	
議案第 10号	令和5年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計暫定予算について	
議案第 11号	令和5年度北九州市土地取得特別会計暫定予算について	
議案第 12号	令和5年度北九州市駐車場特別会計暫定予算について	
議案第 13号	令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計暫定予算について	
議案第 14号	令和5年度北九州市産業用地整備特別会計暫定予算について	
議案第 15号	令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計暫定予算について	
議案第 16号	令和5年度北九州市介護保険特別会計暫定予算について	
議案第 17号	令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計暫定予算について	
議案第 18号	令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計暫定予算について	

議案第 19号	令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計暫定予算について		
議案第 20号	令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計暫定予算について		
議案第 21号	令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計暫定予算について		
議案第 22号	令和5年度北九州市上水道事業会計暫定予算について		
議案第 23号	令和5年度北九州市工業用水道事業会計暫定予算について		
議案第 24号	令和5年度北九州市交通事業会計暫定予算について		
議案第 25号	令和5年度北九州市病院事業会計暫定予算について		
議案第 26号	令和5年度北九州市下水道事業会計暫定予算について		
議案第 27号	令和5年度北九州市公営競技事業会計暫定予算について		
議案第 28号	北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について	…	1
議案第 29号	北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例について	…	4
議案第 30号	市長の給与の特例に関する条例について	…	16
議案第 31号	北九州市退職手当基金条例について	…	18
議案第 32号	北九州市手数料条例の一部改正について	…	21
議案第 33号	北九州市印鑑条例の一部改正について	…	43
議案第 34号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部改正について	…	47
議案第 35号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について	…	51
議案第 36号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	…	81
議案第 37号	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	…	88
議案第 38号	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	…	97
議案第 39号	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	…	102
議案第 40号	北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	…	105
議案第 41号	北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について	…	114

議案第	4 2号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 1 2 3
議案第	4 3号	北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	… 1 3 1
議案第	4 4号	北九州市筑前海区漁業振興基金条例について	… 1 3 6
議案第	4 5号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 1 3 8
議案第	4 6号	北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地地区画整理事業施行規程の廃止等について	… 1 4 3
議案第	4 7号	北九州市営住宅条例の一部改正について	… 1 4 6
議案第	4 8号	救助工作車（Ⅱ型）の取得について	… 1 5 8
議案第	4 9号	救助工作車（Ⅲ型）の取得について	… 1 6 0
議案第	5 0号	30メートル級はしご付消防自動車の取得について	… 1 6 1
議案第	5 1号	丸山団地第1工区市営住宅建設工事請負契約の一部変更について	… 1 6 2
議案第	5 2号	小池特別支援学校改築工事（第2期）請負契約の一部変更について	… 1 6 4
議案第	5 3号	新日明工場整備運営事業契約の一部変更について	… 1 6 5
議案第	5 4号	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	… 1 6 7
議案第	5 5号	土地の取得について	… 1 7 0
議案第	5 6号	包括外部監査契約締結について	… 1 7 3
議案第	5 7号	指定管理者の指定について（志井ファミリープール）	… 1 7 5
議案第	5 8号	指定管理者の指定の一部変更について（北九州市門司麦酒煉瓦館）	… 1 7 7
議案第	5 9号	令和4年度北九州市一般会計補正予算について	} 別冊
議案第	6 0号	令和4年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第	6 1号	令和4年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
議案第	6 2号	令和4年度北九州市土地地区画整理特別会計補正予算について	
議案第	6 3号	令和4年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
議案第	6 4号	令和4年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	

議案第 65号	令和4年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	}
議案第 66号	令和4年度北九州市下水道事業会計補正予算について	
議案第 67号	令和4年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

議案第 28 号

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 重度障害者に対する医療費の助成に係る住所の特例の範囲を拡大することに伴い、執行機関内で連携を行うことができる特定個人情報を追加するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

北九州市個人番号の利用に関する条例（平成27年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2の37の項特定個人情報の欄中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新		旧	
機関	事務	機関	事務
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
略		略	
37 市長	略	37 市長	略
	(1)～(5) 略 (6) <u>介護保険給付等関係</u> <u>情報であって規則で定める</u> <u>もの</u> (7) 略		(1)～(5) 略 (6) 略
略		略	

新		旧	
機関	事務	機関	事務
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
略		略	
37 市長	略	37 市長	略
	(1)～(5) 略 (6) 略		(1)～(5) 略 (6) 略
略		略	

議案第 29 号

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例について

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出する。

北九州市個人情報保護に関する法律施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 帳簿の作成及び公表（第3条）

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示（第4条—第8条）

第2節 訂正（第9条・第10条）

第3節 利用停止（第11条・第12条）

第4章 審査請求等

第1節 北九州市個人情報保護審査会（第13条—第16条）

第2節 諮問等（第17条）

第3節 審査会の調査審議の手續等（第18条—第23条）

第4節 雑則（第24条）

第5章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

第7章 罰則（第28条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、地方公営企業管理者及び消防長、財産区並びに地方独立行政法人をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 帳簿の作成及び公表

第3条 実施機関は、当該実施機関が保有している法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに法第75条第1項の政令で定め

る事項を記載した帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し、及び公表しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第75条第2項各号に掲げる個人情報ファイル（法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルを除く。）については、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を帳簿に記載し、又は個人情報ファイルを帳簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを帳簿に掲載しないことができる。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

（条例で定める開示情報及び不開示情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号）第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の氏名に係る部分（法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当する部分及び次項に該当する部分を除く。）とする。

- 2 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要がある情報として条例で定めるものは、北九州市情報公開条例第7条第1号本文に掲げる情報のうち、同号ウに掲げる公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分（これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合における当該部分に限る。）とする。

（開示請求に対する措置）

第5条 実施機関は、法第82条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をしない場合（法第81条の規定により開示請求を拒否する場合及び当該保有個人情報を保有していない場合を除く。）において、当該保有個人情報の全部又は一部についての開示が可能となる時期が明らかであるときは、その旨を当該各項の書面に付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求等に係る手数料等)

第8条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定により写しの交付を受ける者(電磁的記録に記録されている保有個人情報について、規則で定めるものの交付を受ける者を含む。)は、当該写しの交付に要する費用を納付しなければならない。

3 市長及び地方公営企業管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の費用を徴収しないことができる。

第2節 訂正

(訂正決定等の期限)

第9条 訂正決定等は、訂正請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第10条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をするに足りる。この場

合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

第3節 利用停止

(利用停止決定等の期限)

第11条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から29日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合には、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条前段の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

第4章 審査請求等

第1節 北九州市個人情報保護審査会

(設置等)

第13条 法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問（以下「審査請求に係る諮問」という。）に応じ、同項の審査請求について調査審議するため、市に、北九州市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項の規定による調査審議を行うほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第24条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について、意見を述べること。
- (3) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年北九州市条

例第 号) 第 条第 項の規定による諮問に応じ、同項の審査請求について調査審議すること。

(4) 北九州市議会の個人情報の保護に関する条例第 条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項について審議すること。

(組織)

第14条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第15条 審査会の委員(以下「委員」という。)は、学識経験のある者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第16条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第2節 諮問等

第17条 審査請求に係る諮問は、弁明書(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第29条第2項の弁明書をいう。以下同じ。)の提出を受け、又は弁明書を作成した後(反論書(同法第30条第1項に規定する反論書をいう。以下同じ。))又は意見書(同条第2項に規定する意見書をいう。以下同じ。))を提出すべき期間を定めたときは、当該期間を経過した後)、速やかに、審査会に行わなければならない。

2 審査請求に係る諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、弁明書の写し(反論書又は意見書が提出された場合は、それらの写しを含む。)を当該諮問と同時に(反論書又は意見書が当該諮問後に諮問庁に提出された場合は、それらの提出を受けた後、速やかに)、審査会に提出しなければな

らない。

- 3 諮問庁は、審査請求に係る諮問に対する審査会の答申があったときは、これを尊重して、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の裁決を速やかに行うものとする。
- 4 諮問庁は、前項の裁決に係る裁決書の主文が同項の審査会の答申と異なる内容である場合には、その理由を当該裁決書に記載しなければならない。

第3節 審査会の調査審議の手続等

(審査会の調査権限)

- 第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合には、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による要求があったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、及び審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

- 第19条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 前項本文の場合には、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

- 第20条 審査請求人等は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。ただし、審査会が主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の写しの送付等)

第21条 審査会は、第18条第3項若しくは第4項又は前条の規定による主張書面又は資料の提出があったときは、当該主張書面又は資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された前項の主張書面又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

3 審査会は、第1項本文の規定による送付をし、又は閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第22条 審査会が行う第13条第1項の規定による調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第23条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。

第4節 雑則

(個人情報 の適正な取扱いに関する意見の聴取等)

第24条 実施機関(地方独立行政法人を除く。第3号において同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報 の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- 2 第13条第2項第3号の規定による調査審議に係る諮問等及び審査会の調査審議の手續等については、同条第1項の規定による調査審議の例による。
- 3 審査会が行う第13条第2項第3号の規定による調査審議の手續は、公開しない。

第5章 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

第25条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

- 2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 前項の手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。

）の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600円

第6章 雑則

（開示請求等の状況の公表）

第26条 実施機関は、毎年度1回、開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに審査請求の状況について、その概要を公表するものとする。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第28条 第15条第5項の規定に違反して職務上知ることができた秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、付則第14項の規定は、公布の日から施行する。

（北九州市個人情報保護条例の廃止）

- 2 北九州市個人情報保護条例（平成16年北九州市条例第51号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の北九州市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第11条に規定する業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において当該職員であった者のうち、個人情報の取扱いに従事していたもの
 - (2) この条例の施行前において旧条例第10条第3項に規定する受託業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行前において旧実施機関が公の施設の管理を行わせていた指定管理者（以下「旧指定管理者」という。）が行う公の施設の管理の業務に従事していた者
- 4 この条例の施行前に旧条例第16条第1項、第30条第1項本文又は第38条第1項本文の規定による請求があった場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第44条第1項又は第47条第2項の規定による諮問をした場合における旧条例に規定する調査審議については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第47条の北九州市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において第15条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。
- 7 旧条例第49条第5項に規定する職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 9 付則第3項第3号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧指定管理者が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第67条に規定する指定管理者保有個人情報（以下「指定管理者保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索す

ることができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 10 付則第3項第1号又は第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報をおのこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 11 付則第3項第3号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧指定管理者が保有していた指定管理者保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 付則第7項の規定によりなお従前の例によることとされた同項の義務に違反した者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 13 この条例の施行前に旧条例に規定する違反行為をした者に対する罰則の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 14 市長は、この条例の施行前においても、第15条第1項の規定の例により、審査会の委員の任命をすることができる。この場合において、当該任命を受けた委員は、施行日において同項の規定による任命を受けたものとみなす。

（北九州市情報公開条例の一部改正）

- 15 北九州市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第7条第1号の次に次の1号を加える。

（1）の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項各号列記以外の部分に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項各号列記以外の部分に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項本文に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項各号列記以外の部分に規定する個人識別符号

（北九州市行政不服審査会条例の一部改正）

- 16 北九州市行政不服審査会条例（平成27年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第1項の機関」を「北九州市行政不服審査会（以下「審査会」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 審査会は、行政不服審査法第81条第1項の機関として、同法の規定によりその権限に属させられた事項（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第1項の審査請求に係る事項を除く。）を処理する。

第8条中「総務企画局」を「総務局」に改める。

（北九州市債権管理条例の一部改正）

17 北九州市債権管理条例（平成29年北九州市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

議案第30号

市長の給与の特例に関する条例について

市長の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 市長の給与を減ずる特例を設けるため、この条例案を提出する。

市長の給与の特例に関する条例

(市長の給与の特例)

第1条 この条例の施行の日において在職する市長の令和5年4月1日から令和9年2月19日まで（以下「特例期間」という。）の各月分の給料及び地域手当の額については、市長等の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第74号。以下「市長等給与条例」という。）第2条及び第4条の規定にかかわらず、市長等給与条例第2条の規定並びに市長等給与条例第4条において準用する北九州市職員の給与に関する条例（昭和38年北九州市条例第24号。以下「給与条例」という。）第10条及び第14条の規定による給料及び地域手当の額から当該給料及び地域手当の額にそれぞれ100分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。

2 特例期間の各年の6月1日及び12月1日を基準日（市長等給与条例第4条において準用する給与条例第24条第1項前段に規定する基準日をいう。）とする市長の期末手当の額については、市長等給与条例第4条の規定にかかわらず、同条において準用する給与条例第24条第2項の規定による期末手当の額から当該期末手当の額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(端数計算)

第2条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和5年4月分の市長の給与の特例)

2 令和5年4月分の市長の給料及び地域手当についての第1条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の23.5」とする。

議案第 31 号

北九州市退職手当基金条例について

北九州市退職手当基金条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 職員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、定年に達したことにより退職した者に対して北九州市職員退職手当支給条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の規定により支給する退職手当の財源の確保を図り、もって財政の健全な運営に資するため、北九州市退職手当基金を設置する必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市退職手当基金条例

(設置)

第1条 北九州市職員の定年等に関する条例（昭和58年北九州市条例第12号）付則第3項の規定により職員の定年が段階的に引き上げられ、令和13年4月1日から65歳となることに伴い、定年に達したことにより退職した者に対して北九州市職員退職手当支給条例（昭和38年北九州市条例第25号）又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例（平成28年北九州市条例第58号）の規定により支給する退職手当の財源の確保を図り、もって財政の健全な運営に資するため、北九州市退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 3 2 号

北九州市手数料条例の一部改正について

北九州市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 建築基準法の一部改正に伴い、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置に係る建築物の高さに関する特例の許可等の申請に対する審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

(83)	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円	
(83)の2	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき 33,000円	

を

「

(82)の2	建築基準法第52条第6項第3号に規定する建築物の容積率に關す		1件につき27,000円	
--------	--------------------------------	--	--------------	--

」

	る特例の認定の申請に対する審査			
(83)	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項に規定する建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき160,000円	
(83)の2	建築基準法第53条第4項又は第5項第4号に規定する建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査		1件につき33,000円	

に、

「

(87)	建築基準法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査		1件につき 160,000円	
------	---	--	-------------------	--

を

「

(86)の2	建築基準法第55条第3項		1件につき160,000円	
--------	--------------	--	---------------	--

	に規定する建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査			
(87)	建築基準法第55条第4項各号に規定する建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		1件につき160,000円	

に、

(89)	建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査		1件につき 27,000円	
------	--	--	------------------	--

を

(89)	建築基準法第57条第1項に規定する建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請		1件につき27,000円	
------	--	--	--------------	--

	に対する審査			
(89)の 2	建築基準法第 58条第2項 に規定する建 築物の高さに 関する特例の 許可の申請に 対する審査		1件につき160, 000円	

に、

「

(102)	建築基準法第 86条第2項 の規定に基づ く1又は2以 上の建築物に 関する特例の 認定の申請に 対する審査	建築物（既 存建築物を 除く。以下 この号にお いて同じ。 ）の数が1 である場合	1件につき 78,000円	
		建築物の数 が1又は2 以上である 場合	1件につき 78,000円と 28,000円に 1を超える建築物 の数を乗じて得た 額との合計額	

を

「

(102)	建築基準法第 86条第2項 に規定する1 又は2以上の 建築物に関す る特例の認定 の申請に対す る審査	建築物（建 築等をする ものに限る 。以下この 号において 同じ。）の 数が1であ る場合	1件につき78,0 00円	
-------	---	--	------------------	--

に、

		建築物の数が2以上である場合	1件につき78,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
--	--	----------------	---	--

」

「

(102) の3	建築基準法第86条第4項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 220,000円 と28,000円 に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103)	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 78,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 78,000円と 28,000円に 1を超える建築物	

			の数を乗じて得た額との合計額	
(103)の2	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 220,000円	を
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 220,000円 と28,000円 に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103)の3	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき 220,000円	を
		建築物の数が2以上である場合	1件につき 220,000円 と28,000円 に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	

(102) の3	建築基準法第86条第4項に規定する1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（建築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき220,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103)	建築基準法第86条の2第1項に規定する建築物の新築及び増築等に関する認定の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物で新築するもの及び一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき78,000円	
		建築物の数が2以上である場合	1件につき78,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得	

			た額との合計額	
(103) の2	建築基準法第86条の2第2項に規定する建築物の各部分の高さ及び容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内認定建築物以外の建築物で新築するもの及び一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数が1である場合	1件につき220,000円	に
		建築物の数が2以上である場合	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103) の3	建築基準法第86条の2第3項に規定する建築物の新築及び増築等に関する許可の申請に対する審査	建築物（一敷地内許可建築物以外の建築物で新築するもの及び一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下この号において同じ。）の数	1件につき220,000円	

		が1である 場合		
		建築物の数が2以上である場合	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	

」

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新					旧				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考	手数料を徴収する事務	区分	手数料の金額	備考		
略					略				
(82)の2	建築基準法第52条第6項第3号に規定する建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	1件につき27,000円		(83)	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円			
(83)	建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項に規定する建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき160,000円		(83)の2	建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき33,000円			
略					略				
(86)	建築基準法第55条第3項	1件につき160,		(87)	建築基準法第55条第3項	1件につき			

新		旧	
の2	に規定する建築物の高さに 関する特例の許可の申請に 対する審査	000円	
(87)	建築基準法第55条第4項 各号に規定する建築物の高 さに関する制限の適用除外 に係る許可の申請に対する 審査	1件につき160, 000円	各号の規定に基づく建築物 の高さの許可の申請に対す る審査
略			
(89)	建築基準法第57条第1項 に規定する建築物の高さに 関する制限の適用除外に係 る認定の申請に対する審査	1件につき27,0 00円	建築基準法第57条第1項 の規定に基づく建築物の高 さに関する制限の適用除外 に係る認定の申請に対する 審査
(89) の2	建築基準法第58条第2項 に規定する建築物の高さに 関する特例の許可の申請に 対する審査	1件につき160, 000円	1件につき 27,000円
略			
(102)	建築基準法第86条第2項 に規定する1又は2以上の	建築 物(000円	建築 物(1 78,000円
)			

新	旧				
<p>建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>建築等をするものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合</p> <table border="1" data-bbox="1197 1164 1364 1601"> <tr> <td>建築物の数が</td> <td>1件につき78,000円と28,000円を超える建</td> </tr> </table>	建築物の数が	1件につき78,000円と28,000円を超える建	<p>上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合</p> <table border="1" data-bbox="1197 156 1364 593"> <tr> <td>建築物の数が</td> <td>1件につき78,000円と28,000円に</td> </tr> </table>	建築物の数が	1件につき78,000円と28,000円に
建築物の数が	1件につき78,000円と28,000円を超える建				
建築物の数が	1件につき78,000円と28,000円に				

新		旧	
	2以上である場合		1又は2以上である場合
	建築物の数を乗じて得た額との合計額		1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額
略		略	
(102)の3	建築基準法第86条第4項に規定する1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	(102)の3	建築基準法第86条第4項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査
	1件につき220,000円		1件につき220,000円
	建築物(建築物等を築するものに限る。以下この号において同		建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)

新		旧	
	じ。) の 数が 1で ある 場合	1 件につ き220, 000円 と28, 000円 に1を 超える 建築 物の 数を 乗じて 得た 額と の合 計額	1 件につ き220, 000円 と28, 000円 に1を 超える 建築 物の 数を 乗じて 得た 額と の合 計額
	建築 物 の 数 が 2 以 上 で あ る 場 合		
(103)	建築基準法第86条の2第1項に規定する建築物の新築及び増築等に関する認定の申請に対する審査	(103)	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査
	建築物(一敷地内認定建築物以	1件につき78,000円	1件につき78,000円

新	旧
<p>外の建築物で新築するもの及び一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下この</p>	<p>除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合</p>

新		旧	
号に おい て同 じ。) の 数が 1で ある 場合	1件につき78,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	1件につき78,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額	
(103)の2	建築基準法第86条の2第2項に規定する建築物の各部分の高さ及び容積率に関する特例の許可の申請に対	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さ	
	1件につき220,000円	1件につき220,000円	
建築物(一敷地内)		建築物(一敷地内)	

新	旧
<p>する審査</p> <p>認定建築物以外の建築物で新築するもの及び一敷地内認定建築物で増築等をするものに限</p>	<p>に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合</p>

新		旧	
(103)	建築基準法第86条の2第	(103)	建築基準法第86条の2第
	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額ある場合		1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額ある場合
(103)	建築基準法第86条の2第	(103)	建築基準法第86条の2第
	1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額ある場合		1件につき220,000円と28,000円に1を超える建築物の数を乗じて得た額との合計額ある場合

新		旧	
<p>3) の3</p> <p>3項に規定する建築物の新築及び増築等に関する許可の申請に対する審査</p>	<p>000円</p> <p>物（一般地内許可建築物以外の建築物で新築するもの及び一般地内許可建築物で増築等を</p>	<p>3) の3</p> <p>3項の規定に基づく一般地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査</p>	<p>220,000円</p> <p>物（一般地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合</p>

新	旧								
<p>するものに限る。以下この号において同じ。)の数が1である場合</p> <table border="1" data-bbox="1085 1164 1364 1601"> <tr> <td>建築</td> <td>1件につき220,000円</td> </tr> <tr> <td>物の数が2以上</td> <td>28,000円を超えて建築物の数を乗じて得た額との合計額</td> </tr> </table>	建築	1件につき220,000円	物の数が2以上	28,000円を超えて建築物の数を乗じて得た額との合計額	<table border="1" data-bbox="1085 156 1364 593"> <tr> <td>建築</td> <td>1件につき</td> </tr> <tr> <td>物の数が2以上</td> <td>220,000円と28,000円を超えて建築物の数を乗じて得</td> </tr> </table>	建築	1件につき	物の数が2以上	220,000円と28,000円を超えて建築物の数を乗じて得
建築	1件につき220,000円								
物の数が2以上	28,000円を超えて建築物の数を乗じて得た額との合計額								
建築	1件につき								
物の数が2以上	220,000円と28,000円を超えて建築物の数を乗じて得								

新							
<p style="text-align: center;">新</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">ある 場合</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>		ある 場合		略		
	ある 場合						
略							
旧							
<p style="text-align: center;">旧</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">ある 場合</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">た額との合計額</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>		ある 場合	た額との合計額	略		
	ある 場合	た額との合計額					
略							

議案第 33 号

北九州市印鑑条例の一部改正について

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用期限を延長するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和38年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「次に掲げる方法」に改め、同項に次の各号を加える

。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

）を利用する方法

- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、公的個人認証法第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用する方法

付則第3項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の2第1項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

新	旧
<p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 前条第2項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法を用いて、店舗等に設置されている証明書等を発行する機能を有する通信端末機器（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p> <p>(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「<u>公的個人認証法</u>」という。）第2条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード利用者証明書電子証明書が記録されているものに限る。）を利用する方法</p> <p>(2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、<u>公的個人認証法</u>第35条の2第7項の規定により同条第1項に規定する移動端末設備利用者証明書電子</p>	<p>(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 前条第2項の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明書電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、店舗等に設置されている証明書等を発行する機能を有する通信端末機器（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されたものに限る。）により、印鑑登録証明書の交付を区長に申請することができる。</p>

証明書が記録されているものに限る。) を利用する方法

2 略

付 則

1 略

2 略

(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例)

3 令和2年5月1日から令和6年3月31日までの間、第14条の2第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者に係る手数料の額については、第15条第2項中「300円」とあるのは、「200円」とする。

2 略

付 則

1 略

2 略

(通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例)

3 令和2年5月1日から令和5年3月31日までの間、第14条の2第2項の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者に係る手数料の額については、第15条第2項中「300円」とあるのは、「200円」とする。

議案第 34 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 博物館法の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例及び北九州市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(北九州市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 北九州市旅館業法施行条例(平成15年北九州市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(図書館協議会等)</p> <p>第8条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。</p> <p>5号) <u>第23条第1項</u>の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。</p> <p>2～6 略</p>	<p>(図書館協議会等)</p> <p>第8条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法（昭和26年法律第285号）<u>第20条第1項</u>の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。</p> <p>2～6 略</p>

北九州市旅館業法施行条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(社会教育に関する施設等の周辺における旅館業の許可)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(社会教育に関する施設等の周辺における旅館業の許可)</p> <p>第6条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p>

議案第 35 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正
について

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉法等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので
、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第4中「第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣」を「第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に、「第29条第3項に規定する厚生労働大臣」を「第29条第3項第1号に規定する主務大臣」に、「第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣」を「第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣」に改める。

(北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第53号)の一部を次のように改正する。

「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。

「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

(北九州市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第4条 北九州市子ども・子育て会議条例(平成25年北九州市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

(北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正)

第5条 北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例(平成26年北九州市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

(北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年北九州市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第8条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第9条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第14条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)及び(イ)以外の部分中「以下イ」を「(ア)」に、「ものを」を「提供を」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第16条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に、「教育内容」を「保育内容」に改める。

第21条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1

号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第38条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第40条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「もの」を「提供」に改める。

第53条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項後段中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「もの」を「提供」に改める。

(北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第7条 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新		旧	
別表第4（第6条関係）		別表第4（第6条関係）	
施設の種類	金額	施設の種類	金額
略		略	
障害 児入 所施 設	総合 療育 セン ター	児童福祉 法第7条 第2項に 規定する 障害児入 所支援を 受けた場 合	児童福祉 法第7条 第2項に 規定する 障害児入 所支援を 受けた場 合
		児童福祉法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する入所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額、同法第24条の2第2項第1号に規定する障害児入所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び同項第2号に規定する障害児入所医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する入所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額、同法第24条の2第2項第1号に規定する障害児入所医療（食事療養を除く。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額及び同項第2号に規定する障害児入所医療（食事療養に限る。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
障害者の日常生活	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準に	障害者の日常生活	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準によ

新	旧
<p>及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第6項に規定する療養介護を受けた場合</p> <p>より算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第70条第2項において準用する同法第58条第3項又は第4項の規定により算定した額</p> <p>略</p>	<p>及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第6項に規定する療養介護を受けた場合</p> <p>り算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第70条第2項において準用する同法第58条第3項又は第4項の規定により算定した額</p> <p>略</p>
<p>障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準に</p>	<p>障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準によ</p>

新		旧	
児童発達支援センター	総合療育センター	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
児童発達支援センター	総合療育センター	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の2第2項に規定する肢体不自由児通所医療（食事療養を除外。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の2第2項に規定する肢体不自由児通所医療（食事療養を除外。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額
児童発達支援センター	総合療育センター	児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項

新		旧	
7 項に規定する生 活介護を 受けた場 合	に規定する特定費用の額として実費を 勘案して市長が定める額	7 項に規 定する生 活介護を 受けた場 合	規定する特定費用の額として実費を勘 案して市長が定める額
略		略	
総合 療育 セン ター 西部 分所	児童福祉 法第 6 条 の 2 の 2 第 1 項に 規定する 障害児通 所支援を 受けた場 合	児童福祉 法第 6 条 の 2 の 2 第 1 項に 規定する 障害児通 所支援を 受けた場 合	児童福祉法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項に 規定する厚生労働大臣が定める基準に より算定した費用の額、同条第 1 項に 規定する通所特定費用の額として実費 を勘案して市長が定める額及び同法第 2 1 条の 5 の 2 9 第 2 項に規定する肢 体不自由児通所医療（食事療養を除く 。）につき健康保険の療養に要する費 用の額の算定方法の例により算定した 額
到津 ひま わり	児童福祉 法第 6 条 の 2 の 2	児童福祉 法第 6 条 の 2 の 2	児童福祉法第 2 1 条の 5 の 3 第 2 項に 規定する厚生労働大臣が定める基準に より算定した費用の額及び同条第 1 項

新		旧	
学園	第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	学園	第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
若松	第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	若松	第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合
ひまわり		ひまわり	
学園		学園	
略		略	
略			
障害者福祉工場	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者福祉工場	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者就業労支援助施設	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者就業労支援助施設	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者就業労支援助施設	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者就業労支援助施設	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額

新		旧	
障害者地域活動センター	支援を受けた場合	に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
一	障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
一	障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
一	障害者総合支援法第5条第10項に規定する施設入所支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
一	障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に

新		旧	
を受けた場合	に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	を受けた場合	規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を受けた場合	障害者総合支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額
略		略	
略		略	

新	旧
<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の要件)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法第21条の5の15第4項に規定する<u>内閣府令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第6条 前条及び第9条に定めるもののほか、基準該当通所支援及び指定通所支援の事業の基準は、法第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項に規定する<u>内閣府令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第12条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の基準は、法第24条の12第3項に規定する<u>内閣府令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）</p> <p>第16条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、法第45条第2項に規定する<u>内閣府令</u>で定める基準によることとする。</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者等の指定の要件)</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項、第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項（法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法第21条の5の15第4項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第6条 前条及び第9条に定めるもののほか、基準該当通所支援及び指定通所支援の事業の基準は、法第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準）</p> <p>第12条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定障害児入所施設等の基準は、法第24条の12第3項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）</p> <p>第16条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、法第45条第2項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準によることとする。</p>

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の要件)</p> <p>第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項、第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法第36条第4項に規定する主務省令で定める基準によることとする。</p> <p>(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第6条 前条及び第9条に定めるもののほか、基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業の基準は、法第30条第2項、第41条の2第2項及び第43条第3項に規定する主務省令で定める基準によることとする。</p> <p>(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第12条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定障害者支援施設の基準は、法第44条第3項に規定する主務省令で定める基準によることとする。</p> <p>(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第16条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規定する主務省令で定める基準によることとする。</p> <p>(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第20条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規</p>	<p>(指定障害福祉サービス事業者等の指定の要件)</p> <p>第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項、第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法第36条第4項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p> <p>(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第6条 前条及び第9条に定めるもののほか、基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業の基準は、法第30条第2項、第41条の2第2項及び第43条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p> <p>(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第12条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、指定障害者支援施設の基準は、法第44条第3項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p> <p>(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第16条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。</p> <p>(地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第20条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規</p>

新	旧
<p>定する<u>主務省令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第24条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規定する<u>主務省令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第28条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、法第84条第2項に規定する<u>主務省令</u>で定める基準によることとする。</p>	<p>定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>(福祉ホームの設備及び運営に関する基準)</p> <p>第24条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、法第80条第2項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準によることとする。</p> <p>(障害者支援施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第28条 前条及び次条（第9条の規定を準用する部分に限る。）に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、法第84条第2項に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める基準によることとする。</p>

北九州市子ども・子育て会議条例新旧対照表（第4条関係）

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、市長の付属機関として北九州市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、市長の付属機関として北九州市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p>

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第82条の規定に基づく過料について定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第87条の規定に基づく過料について定めるものとする。</p>

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例新旧対照表（第6条関係）

新	旧
<p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども区分</u>については、<u>満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号に掲げる小学校就学前子ども区分</u></p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども区分</u></p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども区分</u>及び<u>同条第3号に掲げる小学校就学前子ども区分</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども区分</u>については、<u>満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</u></p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども区分</u></p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども区分</u></p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども区分</u>及び<u>同項第3号に掲げる小学校就学前子ども区分</u></p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づき選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p>

新	旧
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合</u>においては、<u>教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況</u>を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の<u>同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合</u>においては、<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況</u>を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u></p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</u></p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に</p>

新	旧
<p> 応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確かめるものとする。 （利用者負担額等の受領） 第14条 略 2 略 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 略 (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育 </p>	<p> 応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確かめるものとする。 （利用者負担額等の受領） 第14条 略 2 略 3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1) 略 (2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供 （ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育 </p>

新	旧
<p>給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>ア</u>)において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(ア)に該当する<u>提供</u>を除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>5 略</p>	<p>・保育給付認定子ども 7万7,101円</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。<u>以下イ</u>において同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(ア)に該当する<u>もの</u>を除く。)</p> <p>(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>5 略</p>

新	旧
<p>6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要領又は指針に基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項をいう。</u>）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる事項について規程（第24条において「運営規程」という。）を設けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども心身の区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日</u></p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p>	<p>6 略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要領又は指針に基づき、小学校就学前子ども心身の状況等に応じた特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）<u>第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。</u>）</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる事項について規程（第24条において「運営規程」という。）を設けなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日（<u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども心身の区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。）及び時間並びに提供を行わない日</u></p> <p>(5)～(11) 略</p> <p>(特別利用保育の基準)</p>

新	旧
<p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、北九州市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」と</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「認定こども園及び幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」と</p>

新	旧
<p>あるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「第19条第1号」とあるのは「<u>第19条第2号</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「特別利用</p>	<p>あるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「第19条第1号」とあるのは「<u>第19条第1項第2号</u>」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」とあるのは「<u>同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</u>」と、第14条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用</p>

新	旧
<p>教育を受ける者を含む。)と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</p>	<p>も(特別利用教育を受ける者を含む。)と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とする。</p>
<p>第38条 略</p>	<p>第38条 略</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育事業所ごとに、<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)</u>及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。</u>を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育事業所ごとに、<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)</u>及びその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。</u>を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p>
<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第40条 略</p>	<p>第40条 略</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ</u></p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ</u></p>

新	旧
<p>総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合は、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場</p>	<p>。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、<u>法第20条第4項の規定による認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要と認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場</p>

新	旧
<p>項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保</p>	<p>める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>(特定利用地域型保育の基準)</p> <p>第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合は、北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保</p>

新	旧
<p>育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定 子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中 「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総 理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」と あるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3 歳以上保育認定子どもに対する<u>提供及び</u>満3歳以上保育認定子どもに係る第14条 第4項第3号ア又はイに掲げる<u>提供</u>を除く。）に要する費用」とする。</p>	<p>育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保 育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第 2項中「第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第30条第2項第3号の 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費 用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特 定満3歳以上保育認定子どもに対する<u>もの</u>及び<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に係る第 14条第4項第3号ア又はイに掲げる<u>もの</u>を除く。）に要する費用」とする。</p>

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例新旧対照表（第7条関係）

新	旧
<p>(類型) 第3条 認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設でなければならない。 (1) 幼稚園型認定こども園（次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。） ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どもうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 イ 略 (2) 略 (3) 略</p>	<p>(類型) 第3条 認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設でなければならない。 (1) 幼稚園型認定こども園（次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。） ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どもうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園 イ 略 (2) 略 (3) 略</p>

議案第 36 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 出産育児一時金の額を変更する等のため、関係規定を改める必要がある
るので、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第11条の2第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第14条の9中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に、「28万5,000円」を「29万円」に改め、同条第2項中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び第20条第1項の改正規定（「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める部分に限る。）は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産する被保険者について適用し、同日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条の9及び第20条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条の2 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が必要と認めるときは、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条の2 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第</p>

新	旧
<p>36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の料率を乗じ</p>	<p>第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第20条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条第1項第1号の所得割の料率を乗</p>

新	旧
<p>て算定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3又は第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条において同じ。）は、<u>2.2万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3</p>	<p>じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3又は第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条において同じ。）は、<u>2.0万円</u>を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 市長は、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在において世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式会社等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3</p>

新	旧
<p>15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、地方税法第31条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数</p>	<p>第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合算額が、地方税法第31条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得を有する者（前年中に同法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の</p>

新	旧
<p>1 号) という。) が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>29万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額を減額する。</p> <p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日現在において前項の規定による減額がされない世帯主等につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>53万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p>	<p>数) という。) が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>28万5,000円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p> <p>2 市長は、当該年度の保険料の賦課期日現在において前項の規定による減額がされない世帯主等につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>52万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、市長が定める基準に従い当該納付義務者に対して課する当該年度分の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する。</p>

議案第 37 号

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の運営に関する基準に業
務継続計画の策定等を追加する等のため、関係規定を改める必要があるので
、この条例案を提出する。

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表以外の部分中「から第13条まで」を「、第12条」に改め、同表の第13条の項を削り、同表の第51条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

第2条 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表以外の部分中「第12条」の次に「、第13条の2」を加え、同表の第12条の項中「（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、同表の第12条の項の次に次の1項を加える。

第13条の2 第1項	入所者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに

第15条第1項の表の第21条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、「」の次に「同条第2項本文中」を、「便所」と」の次に「、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であって」と」を加える。

付則に次の2項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

9 第7条第3項の表の備考第1項に定める者については、当分の間、1人

に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児3人以下を入園させる幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

10 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

参考 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧						
<p>(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条(後段を除く。)並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条(後段を除く。)並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1809 943 2123">読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td> <td data-bbox="715 1507 943 1809">読み替えられる字句</td> <td data-bbox="715 1167 943 1507">読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 808 943 1128">読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td> <td data-bbox="715 506 943 808">読み替えられる字句</td> <td data-bbox="715 165 943 506">読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
略							
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)					

新		旧	
第51条	略	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長	略
		略	
略		入所中の児童等に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を 行う場合であって懲戒 するとき又は同条 その児童等	法第47条 園児
略		略	
略		略	

2 略

2 略

北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧						
<p>(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第13条の2、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条(後段を除く。)並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)</p> <p>第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条(後段を除く。)並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1809 943 2123">読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td> <td data-bbox="715 1507 943 1809">読み替えられる字句</td> <td data-bbox="715 1167 943 1507">読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 808 943 1128">読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定</td> <td data-bbox="715 506 943 808">読み替えられる字句</td> <td data-bbox="715 165 943 506">読み替える字句</td> </tr> </table>	読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
略		略					
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="999 1809 1289 2123">第12条</td> <td data-bbox="999 1507 1289 1809">入所中の児童等</td> <td data-bbox="999 1167 1289 1507">略</td> </tr> </table>	第12条	入所中の児童等	略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="999 808 1289 1128">第12条</td> <td data-bbox="999 506 1289 808">入所中の児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条及び次条において同じ。)</td> <td data-bbox="999 165 1289 506">略</td> </tr> </table>	第12条	入所中の児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条及び次条において同じ。)	略
第12条	入所中の児童等	略					
第12条	入所中の児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条及び次条において同じ。)	略					
略		略					

新		旧	
第13条の2第1項	入所者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）	略
	及び	並びに	
略			
第21条第1項	略	教育及び保育並びに子育ての支援	略
		略	略
略			
<p>2 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備に</p>			

新		旧	
第13条の2第1項	入所者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）	略
	及び	並びに	
略			
第21条第1項	略	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援	略
		略	略
略			
<p>2 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備に</p>			

新	旧
<p>ついては「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、<u>同条第2項本文中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、<u>同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であつて」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であつて」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>付 則 1～8 略</p> <p>(<u>幼児連携型認定こども園の職員の数等に係る特例</u>)</p> <p>9 第7条第3項の表の備考第1項に定める者については、<u>当分の間、1人に限つて、当該幼児連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児3人以下を入園させる幼児連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</u></p> <p>10 前項の場合において、<u>当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、</u></p>	<p>は「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、<u>「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</u></p> <p>付 則 1～8 略</p>

新	旧
教育課程に基づく <u>教育に従事してはならない。</u>	

議案第 38 号

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、認定こども園の運営に関する要件に、子どもの移動のために自動車を運行するときの子どもの所在の確認等を追加する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市認定こども園の認定要件に関する条例（平成26年北九州市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第11条中第12項を第14項とし、第9項から第11項までを2項ずつ繰り下げ、第8項の次に次の2項を加える。

9 認定こども園は、子どもの通園、認定こども園外での学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

10 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

付則に次の1項を加える。

7 第6条第1項の保育士については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子ども3人以下を入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、認定こども園は、

改正後の第11条第10項のブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第9項に定める所在の確認（子どもの降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

新	旧
<p>(管理運営等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>認定こども園は、子どもの通園、認定こども園外での学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。</u></p> <p>10 <u>認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおおれが少なくいと認められる自動車を除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。</u></p> <p>11～14 略</p> <p>付 則</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>第6条第1項の保育士については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもつて代えることができる。ただし、満1歳未満の子ども3人以下を入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることと</u></p>	<p>(管理運営等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9～12 略</p> <p>付 則</p> <p>1～6 略</p>

新	旧
<p><u>し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</u></p>	

議案第 39 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立吉野保育所を廃止するため、関係規定を改める必要があ
るので、この条例案を提出する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の保育所の項中

北九州市立 新門司保育所	北九州市門司区吉志一 丁目31番1号	を
〃 吉野〃	〃 〃 丸山一 丁目19番1号	

北九州市立 新門司保育所	北九州市門司区吉志一 丁目31番1号	に
-----------------	-----------------------	---

改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新					旧				
別表第1 (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)				
施設の種類	目的又は事業	名称	位置		施設の種類	目的又は事業	名称	位置	
略					略				
保育所	略	北九州市立 新門司保育所	北九州市門司区吉志一 丁目31番1号		保育所	略	北九州市立 新門司保育所	北九州市門司区吉志一 丁目31番1号	
								”	”
							吉野”	丁目19番1号	
略					略				

議案第40号

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正について

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
家庭的保育事業等の運営に関する基準に安全計画の策定等を追加する等のた
め、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例

北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」の次に「・第51条」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「次条第1項」の次に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席

及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際の所在の確認に限る。)を行わなければならない。

第10条本文中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第22条第4号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第24条第2項各号列記以外の部分中「又は」の次に「当該」を加え、「者と」を「ものと」に改め、同項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第4号中「及び深夜」を「若しくは深夜」に改め、「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第50条を第51条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第13条、第22条第4号、第24条第2項及び第38条第4号の改正規定

並びに第50条を第51条とし、第6章中同条の前に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の3第1項の家庭的保育事業者等は、同条第2項のブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第1項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則 (第50条・<u>第51条</u>)</p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、<u>第7条の3</u>第2項、<u>第14条</u>第1項及び第2項、<u>第15条</u>第1項、第2項及び第5項、<u>第16条</u>並びに<u>第17条</u>第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(<u>安全計画の策定等</u>)</p> <p><u>第7条の2</u> 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則 (第50条)</p> <p>付則</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等 (居宅訪問型保育事業を行う者 (以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、<u>第14条</u>第1項及び第2項、<u>第15条</u>第1項、第2項及び第5項、<u>第16条</u>並びに<u>第17条</u>第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育 (教育基本法 (平成18年法律第120号) 第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う保育所、幼稚園又は認定こども園 (以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならぬ。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

新	旧
<p>事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づき取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p> <p>（自動車を行う場合の所在の確認）</p> <p>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他の利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するとき</p>	

新	旧
<p>は、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。</p> <p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。</p> <p>第13条 削除</p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u><u>に実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（暴力団員等の排除）</p>	<p>（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）</p> <p>第10条 家庭的保育事業等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。<u>ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等は、<u>利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（衛生管理等）</p> <p>第14条 略</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>（暴力団員等の排除）</p>

新	旧
<p>第22条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該家庭的保育事業者等（その者が法人である場合にあつては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該家庭的保育事業所等の管理者が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勸告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかつた旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) 略 (職員)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は当該保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の2第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略 (居宅訪問型保育事業)</p>	<p>第22条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれかに該当してはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該家庭的保育事業者等（その者が法人である場合にあつては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該家庭的保育事業所等の管理者が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条の勸告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかつた旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。</p> <p>(5) 略 (職員)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の2第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 略 (居宅訪問型保育事業)</p>

新	旧
<p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間若しくは深夜の勤務に従事する<u>場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第50条 家庭的保育事業者及びその職員は、<u>記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第51条 略</p>	<p>第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する<u>場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市長が認める乳幼児に対する保育</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(委任)</p> <p>第50条 略</p>

議案第 4 1 号

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準から教育・保育給付認定子どもに対する懲戒に関する規定を削除する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第6条第2項から第6項までを削る。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第39条第2項を削る。

第54条を第55条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項の規定により教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

- (1) 電子情報処理組織を使用して記載事項を教育・保育給付認定保護者に送信し、又はその閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は第6項各号に掲げる方法により承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から文書又は次項各号に掲げる方法により当該承諾に係る電磁的方法による記載事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等による同意については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の提出に代えて、次に掲げる方法により得ることができる。
- (1) 電子情報処理組織を使用して書面等に記載すべき事項を教育・保育給付認定保護者から受信し、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により書面等に記載すべき事項をファイルに記録した物の提出を受ける方法
- 7 前項各号に掲げる方法は、特定教育・保育施設等がファイルへの記載を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則 (第54条・第55条)</p> <p>付則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 雑則 (第54条)</p> <p>付則</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2. <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて前項に規定する重要事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受け</u></p>

新	旧
	<p>ない旨の申出をする場合にあつては、<u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項に規定する電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p>

新	旧
<p><u>第27条 削除</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第39条 略</p> <p>(電磁的記録)</p> <p><u>第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交</u></p>	<p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p><u>第27条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第39条 略</p> <p><u>2 第6条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p>

新	旧
<p>付又は提出に代えて、第4項の規定により教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。</p> <p>（1） 電子情報処理組織を使用して記載事項を教育・保育給付認定保護者に送信し、又はその閲覧に供し、当該教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>（2） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により記載事項をファイルに記録した物を交付する方法</p> <p>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は第6項各号に掲げる方法により承諾を得なければならない。</p> <p>（1） 第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</p> <p>（2） ファイルへの記録の方式</p>	

新	旧
<p>5 前項の承諾を得た特定教育・保育施設等は、<u>教育・保育給付認定保護者から文書又は次項各号に掲げる方法により当該承諾に係る電磁的方法による記載事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 特定教育・保育施設等は、<u>この条例の規定による書面等による同意については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の提出に代えて、次に掲げる方法により得ることができる。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用して書面等に記載すべき事項を教育・保育給付認定保護者から受信し、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製する方法により書面等に記載すべき事項をファイルに記録した物の提出を受ける方法</u></p> <p>7 前項各号に掲げる方法は、<u>特定教育・保育施設等がファイルへの記載を出力することにより文書を作成することができるものでなければならぬ。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第55条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第54条 略</p>

議案第 4 2 号

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正について

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童
福祉施設の運営に関する基準に安全計画の策定等を追加する等のため、関係
規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年北九州市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該

自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

第10条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第12条中「（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改め、同条第3項中「清しき」を「清拭」に改める。

付則第7項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児3人以下を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第7条の2第1項に規定する児童福祉施設（保育所を除く。）についての同条（第3項を除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、保育所は、改正後の第7条の3第2項のブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、保育所は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第1項に定める所在の確認（児童の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

新	旧
<p>(安全計画の策定等)</p> <p>第7条の2 <u>児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童遊園に限る。）及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童等に対する児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(自動車を行う場合の所在の確認)</p> <p>第7条の3 <u>児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p>2 <u>保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並</u></p>	

新	旧
<p>びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車 <u>その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおおそれが少ないと 認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーそ の他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める 所在の確認（児童の降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。</u> （他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応 じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の 設備及び職員として兼ねさせることができる。</p> <p>2 前項の規定は、入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直 接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員につい ては、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（虐待等の禁止） 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童等に対し、法第33条の10各号 に掲げる行為その他当該児童等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならな い。</p> <p>第13条 削除</p>	<p>（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準） 第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応 じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の 設備及び職員として兼ねさせることができる。ただし、入所者の居室及び各施設 に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員については、この限りでな い。</p> <p>（虐待等の禁止） 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定す る児童等という。以下この条及び次条において同じ。）に対し、法第33条の1 0各号に掲げる行為その他当該児童等の心身に有害な影響を与える行為をしては ならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し、法第47条第1項本文の</p>

新	旧
<p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p>第13条の2 <u>児童福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童福祉施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</u></p>	<p>規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>4 略 付 則 1～6 略</p> <p>7 第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「<u>看護師等</u>」という。）を1人に限って保育士とみなすことができる。ただし、乳児3人以下を入所させる保育所については、<u>子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限り</u>ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p>	<p>4 略 付 則 1～6 略</p> <p>7 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第48条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。</p>

議案第 4 3 号

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部改正について

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に
伴い、放課後児童健全育成事業の運営に関する基準に安全計画の策定等を追
加する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する
。

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成
26年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用者等に対す
る放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育
成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修
及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項につい
ての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全
計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると
ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連
携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について
周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に
応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の放課後児童健全育成事業
所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を
運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在
を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければ
ならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごと
に、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継

続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

新	旧
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならぬ。</u></p> <p><u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u></p>	

新	旧
<p>(業務継続計画の策定等)</p> <p><u>第13条の2</u> 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、<u>感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、<u>業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 放課後児童健全育成事業者は、<u>定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 略</p>

議案第 4 4 号

北九州市筑前海区漁業振興基金条例について

北九州市筑前海区漁業振興基金条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市における響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業と漁業との協調及び共生のために北九州市に寄付された寄付金を活用し、響灘洋上風力発電施設が設置される筑前海区における漁業振興に関する事業を推進するため、北九州市筑前海区漁業振興基金を設置する必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市筑前海区漁業振興基金条例

(設置)

第1条 北九州市における響灘洋上風力発電施設の設置・運営事業と漁業との協調及び共生のために北九州市に寄付された寄付金を活用し、響灘洋上風力発電施設が設置される筑前海区（漁業法（昭和24年法律第267号）第136条第1項の規定により農林水産大臣が定める筑前海区をいう。）における漁業振興に関する事業を推進するため、北九州市筑前海区漁業振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部改正について

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 帆柱公園駐車施設の大型自動車及び中型自動車の使用料を廃止するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表のその他の帆柱公園駐車施設の項中

大型自動車 中型自動車	1台1回（ 1日以内）	1,000 円以下の範 囲内で規則 で定める額	大型自動車及び中型自動 車の区分は、改正前の道 路交通法第3条に規定す るところによる。
普通自動車	1台1回（ 2時間以内 ）	100円以 下の範囲内 で規則で定 める額	1 普通自動車とは、改 正前の道路交通法第3 条に規定する普通自動 車をいう。 2 使用を開始した日の 翌日以後に出庫する場 合は、同日から起算し て1日又はその端数ご とに300円以下の範 囲内で規則で定める額 を加算する。 3 駐車時間が20分以 内のときは、無料とす る。

を

普通自動車	1台1回（ 2時間以内 ）	100円以 下の範囲内 で規則で定 める額	1 普通自動車とは、改 正前の道路交通法第3 条に規定する普通自動 車をいう。 2 使用を開始した日の
-------	---------------------	--------------------------------	---

			<p>翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。</p> <p>3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>
--	--	--	--

に

改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

新		旧																								
別表第1 (第10条関係)		別表第1 (第10条関係)																								
1 略		1 略																								
2 略		2 略																								
3 有料施設の使用料		3 有料施設の使用料																								
施設の種 類等	使用料	施設の種 類等	使用料																							
略		略																								
略		略																								
そ の 他	<table border="1"> <tr> <td>帆柱</td> <td>1台1回(2時間以内)</td> <td>1,000円以下</td> <td>大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>普通自動車</td> <td>100円以下</td> <td>1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。</td> </tr> <tr> <td>駐車施設</td> <td>普通自動車 2時間以内)</td> <td>100円以下</td> <td>2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。</td> </tr> </table>	帆柱	1台1回(2時間以内)	1,000円以下	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。	公園	普通自動車	100円以下	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。	駐車施設	普通自動車 2時間以内)	100円以下	2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。	<table border="1"> <tr> <td>帆柱</td> <td>1台1回(1日以内)</td> <td>1,000円以下</td> <td>大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>普通自動車</td> <td>100円以下</td> <td>1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。</td> </tr> <tr> <td>駐車施設</td> <td>普通自動車 2時間以内)</td> <td>100円以下</td> <td>2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。</td> </tr> </table>	帆柱	1台1回(1日以内)	1,000円以下	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。	公園	普通自動車	100円以下	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。	駐車施設	普通自動車 2時間以内)	100円以下	2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。
帆柱	1台1回(2時間以内)	1,000円以下	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。																							
公園	普通自動車	100円以下	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。																							
駐車施設	普通自動車 2時間以内)	100円以下	2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。																							
帆柱	1台1回(1日以内)	1,000円以下	大型自動車及び中型自動車の区分は、改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。																							
公園	普通自動車	100円以下	1 普通自動車とは、改正前の道路交通法第3条に規定する普通自動車をいう。																							
駐車施設	普通自動車 2時間以内)	100円以下	2 使用を開始した日の翌日以後に出庫する場合は、同日から起算して1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。																							

新	旧
<p>注 略</p>	<p>注 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>	<p>て1日又はその端数ごとに300円以下の範囲内で規則で定める額を加算する。</p>
<p>略</p>	<p>3 駐車時間が20分以内のときは、無料とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

議案第46号

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程の廃止等について

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程を廃止する等の条例を次のように定める。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の終了に伴い、北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行規程を廃止する等のため、この条例案を提出する。

北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理
事業施行規程を廃止する等の条例

(北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業施行
規程の廃止)

第1条 北九州広域都市計画事業北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業
施行規程(平成13年北九州市条例第52号)は、廃止する。

(北九州市特別会計条例の一部改正)

第2条 北九州市特別会計条例(昭和39年北九州市条例第80号)の一部を
次のように改正する。

第1条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第21
号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正前の北九州市特別会計条例第1条第17号に規定
する学術研究都市土地区画整理特別会計の令和4年度予算に係る収入及び支
出については、なお従前の例による。

北九州市特別会計新旧対照表（第2条関係）

参考

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業又は事務の適正な経理と円滑な運営を図るため設置する。</p> <p>(1) ～ (16) 略</p> <p><u>(17) ～ (20)</u> 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める事業又は事務の適正な経理と円滑な運営を図るため設置する。</p> <p>(1) ～ (16) 略</p> <p><u>(17)</u> <u>学術研究都市土地区画整理特別会計</u> <u>学術研究都市土地区画整理事業</u></p> <p><u>(18) ～ (21)</u> 略</p>

議案第 47 号

北九州市営住宅条例の一部改正について

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 9 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 収入の申告等を行うことが困難な事情にあると認める入居者に係る市営住宅の使用料の決定の特例を設ける等のため、関係規定を改める必要があるため、この条例案を提出する。

北九州市営住宅条例の一部を改正する条例

北九州市営住宅条例（平成9年北九州市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号オ中「附則第4条第1項に規定する支援給付」の次に「並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付」を加え、同号クを次のように改める。

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。（ア）から（ウ）までにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（（エ）において「被害者等」という。）で、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの。

（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（ウ） 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項の婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センターから配偶者（配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する関係にある相手を含む。（エ）において同じ。）からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けた者

（エ） （ウ）の婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（（ウ）の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他の行政機関をいう。）又

は配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るための活動を行う民間の団体（市長が認める団体に限る。）から配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認を受けた者

第9条第4項中「者、」の次に「配偶者のない者で現に」を加え、「寡婦」を「もの」に改める。

第11条第1項本文中「認定された」を「認定した入居者の」に、「同条第4項」を「同条第4項後段」に、「更正された」を「更正した」に、「第27条」を「第4項並びに第27条第1項及び第2項」に改め、同項ただし書中「からの」の次に「次条第1項の規定による」を、「よる」の次に「報告の」を、「かかわらず」の次に「当該」を加え、同条に次の1項を加える。

4 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応ずることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の使用料を、毎年度、次条第3項の規定により認定した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。ただし、入居者又は同居者が暴力団員であるときは、この限りでない。

第12条第1項中「入居者」の次に「（前条第4項本文に規定する困難な事情にある旨の認定を受けた入居者を除く。）」を加える。

第23条第2項前段中「公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改め、同項後段中「第7条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に改める。

第29条第1項中「第11条第1項本文」を「同項本文又は同条第4項本文」に改め、「毎年度、」の次に「第12条第3項の規定により認定した」を、「第8条第2項」の次に「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第31条第1項中「及び」の次に「第4項並びに」を加える。

第34条第1項中「第11条第1項」の次に「若しくは第4項」を加え、「の規定による使用料」を「に規定する使用料」に、「又は第31条第3項」を「第31条第3項又は次条第5項」に、「規定による保証金」を「保証金」に、「第32条の規定による」を「第32条前段の」に、「第36条の規定に

よる」を「第36条前段に規定する」に改める。

第35条第1項中「第37条第5項」を「第37条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）」に改める。

第37条及び第38条中「第11条第1項」の次に「若しくは第4項」を加える。

第43条第2項中「第11条第1項本文」の次に「又は同条第4項本文」を加え、同条第4項中「の規定により読み替えて（」を「において読み替えて（」に、「の規定により読み替えて準用される」を「において読み替えて準用する」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、「第11条第1項」の次に「又は第4項」を加え、「当該割増賃料等の限度額」を「、当該割増賃料等の限度額」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(入居者資格)</p> <p>第7条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び入居申込者又は当該入居申込者が現に同居し、若しくは同居しようとする者（以下この号において「同居人」という。）の一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者として市長が認めた場合の当該同居人を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「居宅介護の困難な者」という。）を除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第7条 公営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び入居申込者又は当該入居申込者が現に同居し、若しくは同居しようとする者（以下この号において「同居人」という。）の一方又は双方が典型とされない性的指向又は性自認を有する者として市長が認めた場合の当該同居人を含む。以下同じ。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「居宅介護の困難な者」という。）を除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている</p>

新	旧
<p> <u>巴滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の巴滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</u> </p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。（ア）から（ウ）までにおいて「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者（（エ）において「被害者等」という。）で、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当するもの。</u></p> <p>（ア） <u>配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>（イ） <u>配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p>	<p>者</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する暴力を受けた者で、同法第3条第3項第3号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護若しくは同法第5条（同法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの又は同法第10条第1項（同法第28条の2の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行ったもので当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p>

新	旧
<p><u>(ウ) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の婦人相談所又は配偶者暴力防止等法第3条第1項の配偶者暴力相談支援センターから配偶者(配偶者暴力防止等法第28条の2前段に規定する関係にある相手を含む。(エ)において同じ。)からの暴力の被害者の保護に関する証明書の交付を受けた者</u></p> <p><u>(エ) (ウ)の婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関(ウ)の配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所その他の行政機関をいう。)又は配偶者からの暴力の防止及び被害者等の保護を図るための活動を行う民間の団体(市長が認める団体に限る。)から配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認を受けた者</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる者のうち、第6条各号に掲げる事由に係る者、配偶者のない者で現に20歳未満の子を扶養しているもの、身体障害者その他規則で定める者で、速やかに公営住宅に入居させると認めるものについては、同項の規定にかかわらず、速やかに公営住宅に入居させる必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、選考により優先的に、割り当てた公営住宅の入居者として決定することができる。</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる者のうち、第6条各号に掲げる事由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、身体障害者その他規則で定める者で、速やかに公営住宅に入居させる必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、選考により優先的に、割り当てた公営住宅の入居者として決定することができる。</p>

新	旧
<p>(使用料の決定)</p> <p>第11条 公営住宅の毎月の使用料は、毎年度、次条第3項の規定により認定した入居者の収入（同条第4項後段の規定により更正した場合には、その更正後の収入。第4項並びに第27条第1項及び第2項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者若しくは同居者が暴力団員であるとき、又は入居者からの収入の申告が行ったにもかかわらず当該入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。）第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。）が次条第1項の規定による収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応ずることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の使用料を、毎年度、次条第3項の規定により認定した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。ただし、入居者又</p>	<p>(使用料の決定)</p> <p>第11条 公営住宅の毎月の使用料は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者若しくは同居者が暴力団員であるとき、又は入居者からの収入の申告が行ったにもかかわらず入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p>は同居者が暴力団員であるときは、この限りでない。</p> <p>(収入の申告及び認定)</p> <p>第12条 入居者(前条第4項本文に規定する困難な事情にある旨の認定を受けた入居者を除く。)は、毎年度、市長に対して、収入を申告しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の承認は、法施行規則第11条に定めるところにより行うものとする。この場合において、同条第1項第1号中「令第6条第1項に規定する金額」とあるのは、「<u>第7条第1項第3号に規定する金額</u>」とする。</p> <p>(収入超過者の使用料)</p> <p>第29条 第27条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者(第11条第1項ただし書の規定により使用料が決定される者を除く。)の毎月の使用料は、<u>同項本文又は同条第4項本文の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合には、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)、第12条第3項の規定により認定した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(収入の申告及び認定)</p> <p>第12条 入居者は、毎年度、市長に対して、収入を申告しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(同居の承認)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の承認は、<u>公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。)</u>第11条に定めるところにより行うものとする。この場合において、<u>同条第1項第1号中「令第6条第1項に規定する金額」とあるのは、「第7条第1項第3号に規定する金額」とする。</u></p> <p>(収入超過者の使用料)</p> <p>第29条 第27条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者(第11条第1項ただし書の規定により使用料が決定される者を除く。)の毎月の使用料は、<u>第11条第1項本文の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合には、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)、毎年度、当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。</u></p> <p>2 略</p>

新	旧
<p>(高額所得者の使用料等)</p> <p>第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者の毎月の使用料は、第11条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間）、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 市長は、第11条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項に規定する使用料の決定、第14条（第29条第2項、第31条第3項又は次条第5項において準用する場合を含む。）に規定する使用料若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の保証金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条前段のあっせん等又は第36条前段に規定する公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(公営住宅建替事業による明渡しの請求等)</p>	<p>(高額所得者の使用料等)</p> <p>第31条 第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者の毎月の使用料は、第11条第1項及び第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間）、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(収入状況の報告の請求等)</p> <p>第34条 市長は、第11条第1項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による使用料の決定、第14条（第29条第2項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による使用料若しくは損害賠償金の減免若しくは徴収の猶予、第15条第2項の規定による保証金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(公営住宅建替事業による明渡しの請求等)</p>

新	旧
<p>第35条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、法第37条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対して、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。</p>	<p>第35条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、法第37条第5項の規定による通知をした後、当該公営住宅の入居者に対して、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>（公営住宅建替事業に係る使用料の特例）</p> <p>第37条 市長は、前条の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p>	<p>（公営住宅建替事業に係る使用料の特例）</p> <p>第37条 市長は、前条の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p>
<p>（公営住宅の用途の廃止により他の公営住宅に入居する際の使用料の特例）</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p>	<p>（公営住宅の用途の廃止により他の公営住宅に入居する際の使用料の特例）</p> <p>第38条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の使用料が従前の公営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。</p>

新	旧
<p>(改良住宅の使用料の決定等)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 市長は、改良住宅の入居者について第11条第1項本文又は同条第4項本文に規定する方法により算出した額が前項の規定により市長が定めた使用料の額に満たないときは、当該差額に相当する額を限度として当該使用料を減額することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第45条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合には、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間）、毎月、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第21条の2第2項及び改良法施行令第13条の2において読み替えて（この場合において法第23条第1号に掲げる場合の条例で定める金額は、第42条第2項において読み替えて準用する金額とする。）その例によることとされる旧令第6条の2第2項の規程の限度額に改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第12条第1項に規定する家賃の限度額を加えた額（以下「割増賃料等の限度額」という。）の範囲内で当該入居者について第11条第1項に規定する方法により算出した額（当該額が割増賃料等の限度額を超える場合は、当該割増賃料等の限度額）と第1項の規定により市長が定めた使用料との差額に相当する額の付加使用料を支払わなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(改良住宅の使用料の決定等)</p> <p>第43条 略</p> <p>2 市長は、改良住宅の入居者について第11条第1項本文に規定する方法により算出した額が前項の規定により市長が定めた使用料の額に満たないときは、当該差額に相当する額を限度として当該使用料を減額することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第45条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合には、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間）、毎月、改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第21条の2第2項及び改良法施行令第13条の2の規定により読み替えて（この場合において法第23条第1号に掲げる場合の条例で定める金額は、第42条第2項の規定により読み替えて準用される金額とする。）その例によることとされる旧令第6条の2第2項の規定による割増賃料の限度額に改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧法第12条第1項に規定する家賃の限度額を加えた額（以下「割増賃料等の限度額」という。）の範囲内で当該入居者について第11条第1項に規定する方法により算出した額（当該額が割増賃料等の限度額を超える場合は、当該割増賃料等の限度額）と第1項の規定により市長が定めた使用料との差額に相当する額の付加使用料を支払わなければならない。</p> <p>5 略</p>

議案第48号

救助工作車（Ⅱ型）の取得について

救助工作車（Ⅱ型）を次のとおり買い入れる。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 救助工作車（Ⅱ型）を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
救助工作車（Ⅱ型）
- 2 数量
1台
- 3 買入れ予定金額
8,778万円

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第49号

救助工作車（Ⅲ型）の取得について

救助工作車（Ⅲ型）を次のとおり買い入れる。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 救助工作車（Ⅲ型）を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
救助工作車（Ⅲ型）
- 2 数量
2台
- 3 買入れ予定金額
3億580万円

議案第50号

30メートル級はしご付消防自動車の取得について

30メートル級はしご付消防自動車を次のとおり買い入れる。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 30メートル級はしご付消防自動車を買い入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 品名
30メートル級はしご付消防自動車
- 2 数量
1台
- 3 買入れ予定金額
2億2,198万円

議案第 5 1 号

丸山団地第 1 工区市営住宅建設工事請負契約の一部変更について

令和 3 年 1 2 月北九州市議会定例会において議決を経た丸山団地第 1 工区市営住宅建設工事請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 丸山団地第 1 工区市営住宅建設工事請負契約について、契約金額及び工期を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

5 億 4 7 5 万 7, 0 0 0 円

既決工期

令和 3 年 1 2 月 1 0 日から令和 5 年 4 月 1 7 日まで

変更契約金額

5 億 2, 8 3 5 万 5, 3 0 0 円

変更工期

令和 3 年 1 2 月 1 0 日から令和 5 年 6 月 1 6 日まで

参 考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 5 2 号

小池特別支援学校改築工事（第 2 期）請負契約の一部変更について

令和 4 年 6 月北九州市議会定例会において議決を経た小池特別支援学校改築工事（第 2 期）請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 小池特別支援学校改築工事（第 2 期）請負契約について、工期を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決工期

令和 4 年 6 月 2 0 日から令和 5 年 9 月 3 0 日まで

変更工期

令和 4 年 6 月 2 0 日から令和 5 年 1 0 月 3 1 日まで

議案第 5 3 号

新日明工場整備運営事業契約の一部変更について

令和 2 年 9 月北九州市議会定例会において議決を経た新日明工場整備運営事業契約の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 新日明工場整備運営事業契約について、契約金額を変更する必要があるため、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

5 1 5 億 2, 3 3 0 万 6, 5 4 0 円

変更契約金額

5 1 5 億 2, 0 6 4 万 1, 2 4 0 円

参 考

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
(抜粋)

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
施行令(抜粋)

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第1項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ		
都道府県	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)	略
千円		
500,000	300,000	

議案第 5 4 号

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更
に関する同意について

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意する

。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 福岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款
の変更について同公社から同意を求められたので、地方道路公社法第 5 条第
6 項の規定により、この案を提出する。

記

令和 4 年 1 1 月 2 8 日付福北総第 8 9 号をもって同意を求められた別記の福
岡北九州高速道路公社の基本財産の額の増加に係る同公社の定款の変更につ
いては、同意する。

別記

変更前

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,250億5,660万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,125億2,830万円
福岡市	837億8,050万円
北九州市	287億4,780万円

変更後

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、2,261億5,460万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

福岡県	1,130億7,730万円
福岡市	841億1,650万円
北九州市	289億6,080万円

参 考

地方道路公社法（抜粋）

（定款）

第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

（1）～（7） 略

（8） 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項

（9） 略

2 定款の変更は、国土交通大臣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定市」という。）以外の第8条の市が設立した道路公社にあつては都道府県知事とし、以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 略

4 略

5 道路公社は、第2項の認可の申請をしようとするときは、第3項に規定する場合を除き、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

6 設立団体は、第3項の規定により第2項の認可の申請をしようとするとき、又は前項の同意をしようとする場合において当該定款の変更が業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加に係るものであるときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

議案第55号

土地の取得について

響灘臨海工業団地立地促進事業用地を次のとおり買入れる。

令和5年3月9日提出

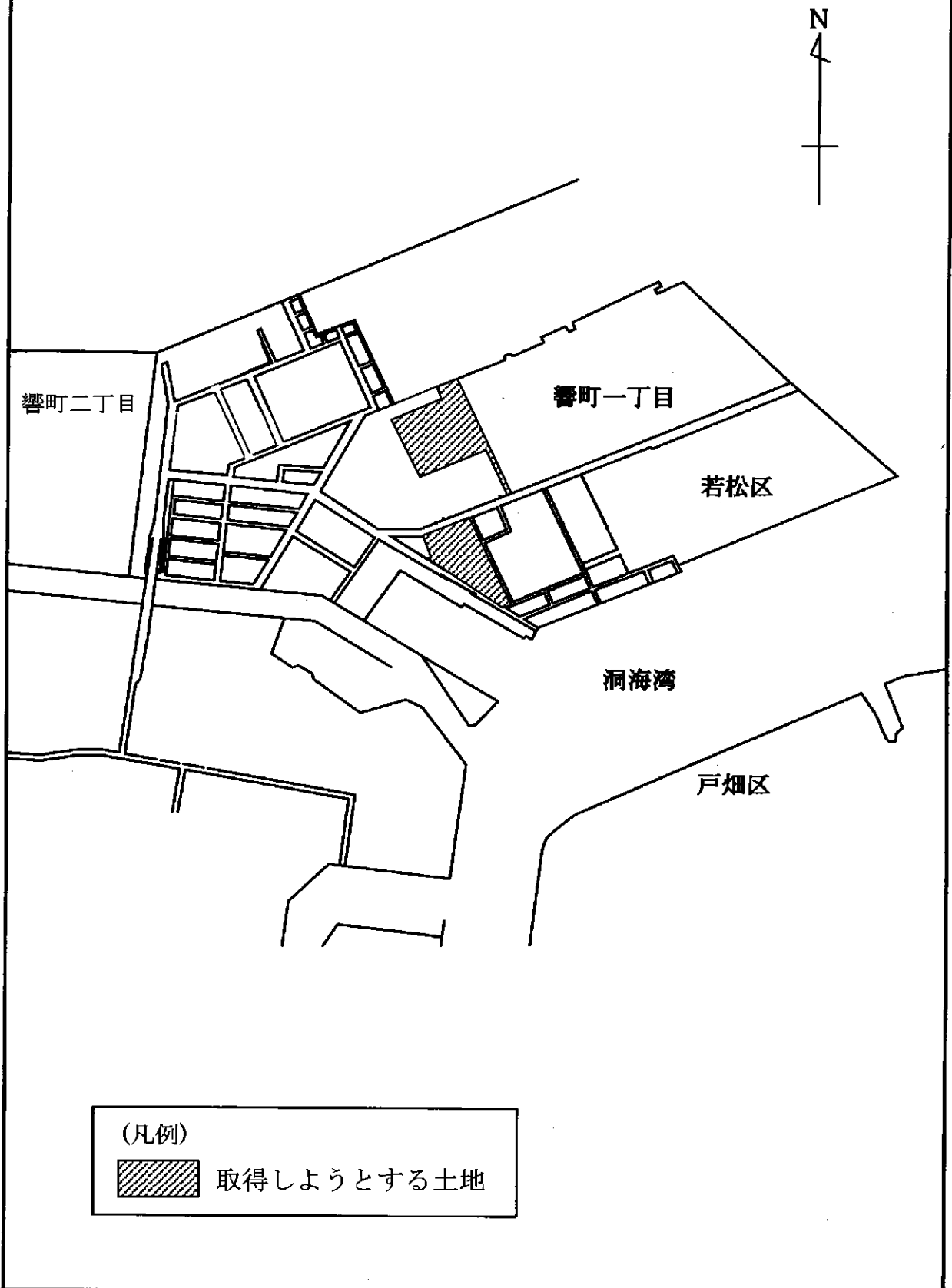
北九州市長 武内和久

提案理由 若松区響町一丁目に所在する土地を響灘臨海工業団地立地促進事業用地として買入れるため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

- 1 土地の地目及び所在地
雑種地
若松区響町一丁目1番12
若松区響町一丁目105番32
- 2 土地の面積
29万5,407.58平方メートル
- 3 買入れ予定金額
42億1,287万3,739円

取得土地の所在図



北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第56号

包括外部監査契約締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 包括外部監査契約を締結するに当たり、地方自治法第252条の3
6第1項の規定により、この案を提出する。

記

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和5年4月3日

3 契約金額

1,629万6,296円を上限とする額

4 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。

5 契約の相手方及びその資格

北九州市小倉南区長行西二丁目3番3号

松木摩耶子

公認会計士

参 考

地方自治法（抜粋）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（1） 略

（2） 政令で定める市

2～8 略

地方自治法施行令（抜粋）

（包括外部監査契約を締結しなければならない市）

第174条の49の26 地方自治法第252条の36第1項第2号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

議案第57号

指定管理者の指定について（志井ファミリープール）

志井ファミリープールについて指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年3月9日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 志井ファミリープールについて、指定管理者を指定するに当たり、
地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
志井ファミリープール
- 2 指定管理者に指定するもの
ACEスギナプラス共同事業体
- 3 指定する期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 2 4 4 条の 2 略

2 ～ 4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 ～ 1 1 略

議案第 58 号

指定管理者の指定の一部変更について（北九州市門司麦酒煉瓦館）

平成 29 年 12 月北九州市議会定例会において議決を経た北九州市門司麦酒煉瓦館に係る指定管理者の指定の一部を次のとおり変更する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市門司麦酒煉瓦館に係る指定管理者の指定について、指定する期間を変更する必要があるので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

記

指定の変更内容

既決指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

変更指定期間

平成 30 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。